

古 監 委 第 27 号
令和7年10月24日

古河市長 針 谷 力 様

古河市監査委員 赤 岩 茂

同 久 保 光 夫

同 園 部 増 治

令和7年度財政援助団体等監査（補助金交付監査）の結果について(報告)

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体等監査を執行しましたので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり報告します。

令和 7 年度財政援助団体等監査（補助金交付監査）結果報告書

第 1 監査の概要

1 基準に準拠している旨

監査委員は、古河市監査基準（令和 2 年古河市監査委員告示第 1 号）に準拠し監査を行った。

2 監査の種類

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づく財政援助団体等監査（補助金交付監査）

3 監査の対象

対象補助金	団体名	令和 6 年度補助金額	所管課
古河市国際交流団体補助金	古河市国際交流協会	800,000 円	企画政策部 企画課

4 監査の範囲

令和 6 年度に交付された補助金に係る出納その他事務及び令和 6 年度に執行された事業運営に係る出納その他事務

5 監査の実施期間

令和 7 年 8 月 20 日（水）から令和 7 年 9 月 24 日（水）まで

6 監査の着眼点

【所管課に関する事項（企画政策部 企画課）】

- (1) 補助金決定は法令等に適合しているか。
- (2) 補助金の交付目的及び補助金対象事業の内容は明確か。また公益上の必要性は十分か。
- (3) 補助金に関する条件の内容は明確か。
- (4) 補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。
- (5) 補助金の効果及び条件の履行の確認は、実績報告書等によりなされているか。
- (6) 補助金交付団体への指導監督は適切に行われているか。
- (7) 補助金の交付目的や効果等から判断して、統合、廃止等の見直しをする必要のあるものはないか。

【団体に関する事項（古河市国際交流協会）】

- (1) 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管課へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告書は符号するか。
- (2) 補助金交付申請書の提出及び補助金の請求、受領は適時に行われているか。
- (3) 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金が補助金等対象事業以外に流用されていないか。
- (4) 出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- (5) 補助金に係る収支の会計経理は適正か。
- (6) 会計処理上の責任体制は確立されているか。
- (7) 決算報告は適正に行われているか。

7 監査の実施内容

監査に当たっては、所管課及び団体から提出された資料に基づき、補助金交付に係る事務処理、会計事務及び運営管理が適正に執行されているか否かについて、団体代表者及び関係職員から事業の内容について説明を聴取するとともに、関係諸帳簿及び証拠書類等の調査を実施した。

第2 監査の結果

対象補助金に係る団体の事務及び所管課の事務は、おおむね適正に執行されているものと認められた。

引き続き関係規定等に基づき、より適正な会計事務処理及び文書管理をお願いする。

第3 監査意見

【所管課（企画政策部 企画課）】

市内在住外国人の割合が増加している現状を踏まえ、多文化共生社会の実現に向け、在住外国人と地域社会との相互理解と協働が大切であり、市としては国際交流協会との連携をさらに強化し、定期的な情報交換の場を継続することで、外国人住民のニーズや課題を把握し、それを踏まえた施策を推進する体制が不可欠である。また、多文化共生を推進するためには、具体的で実効性のある施策の推進と、同協会の持続可能な運営を支える支援体制づくりに努めていただきたい。

【団体（古河市国際交流協会）】

協会が行う取り組みにおいては、財源確保と人材基盤の強化が永続性の要となる。財源面では、市の補助金にとどまらず、個人・法人・賛助会員の拡大や事業収益の活用といった、多角的収入源を確保することが必要である。人材面では、協会の広報・地域社会へのアピールを強化し、会員・参加者の増加を図る事業を展開することが不可欠であり、幅広い年代の参加を促進し、ボランティア

ア育成を通じて安定的な人材基盤を確保することが重要である。さらに協会・市・市民の一体的な運営体制を構築することで、多文化共生の推進において協会が重要な役割を担うことを期待する。